

EPAによる 外国人介護福祉士候補者等 受入れのさらなる活用策

平成28年1月21日

公益社団法人 国際厚生事業団(JICWELS)

EPAスキーム等

経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。

要件

インドネシア（平成20年度～）

（看護）インドネシアの看護師資格＋実務経験2年
（介護）「高等教育機関（3年以上）卒業＋インドネシア政府による介護士認定」又は「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業」

フィリピン（平成21年度～）

（看護）フィリピンの看護師資格＋実務経験3年
（介護）「4年制大学卒業＋フィリピン政府による介護士認定」又は「フィリピンの看護学校（学士）（4年）卒業」

ベトナム（平成26年度～）

（看護）3年制又は4年制の看護課程修了＋ベトナムの看護師資格＋実務経験2年
（介護）3年制又は4年制の看護課程修了

訪日前日本語研修（12か月）

日本語能力試験
N3以上のみ

マッチング

訪日前日本語研修（6か月）

日本語能力試験
N5程度以上のみ
平成26年度受入れ～

日本語能力試験
N5程度以上のみ
平成28, 29年度受入れ

入国【特定活動】

訪日後日本語等研修（6か月）【特定活動】

訪日後日本語等研修（約2.5か月）
【特定活動】

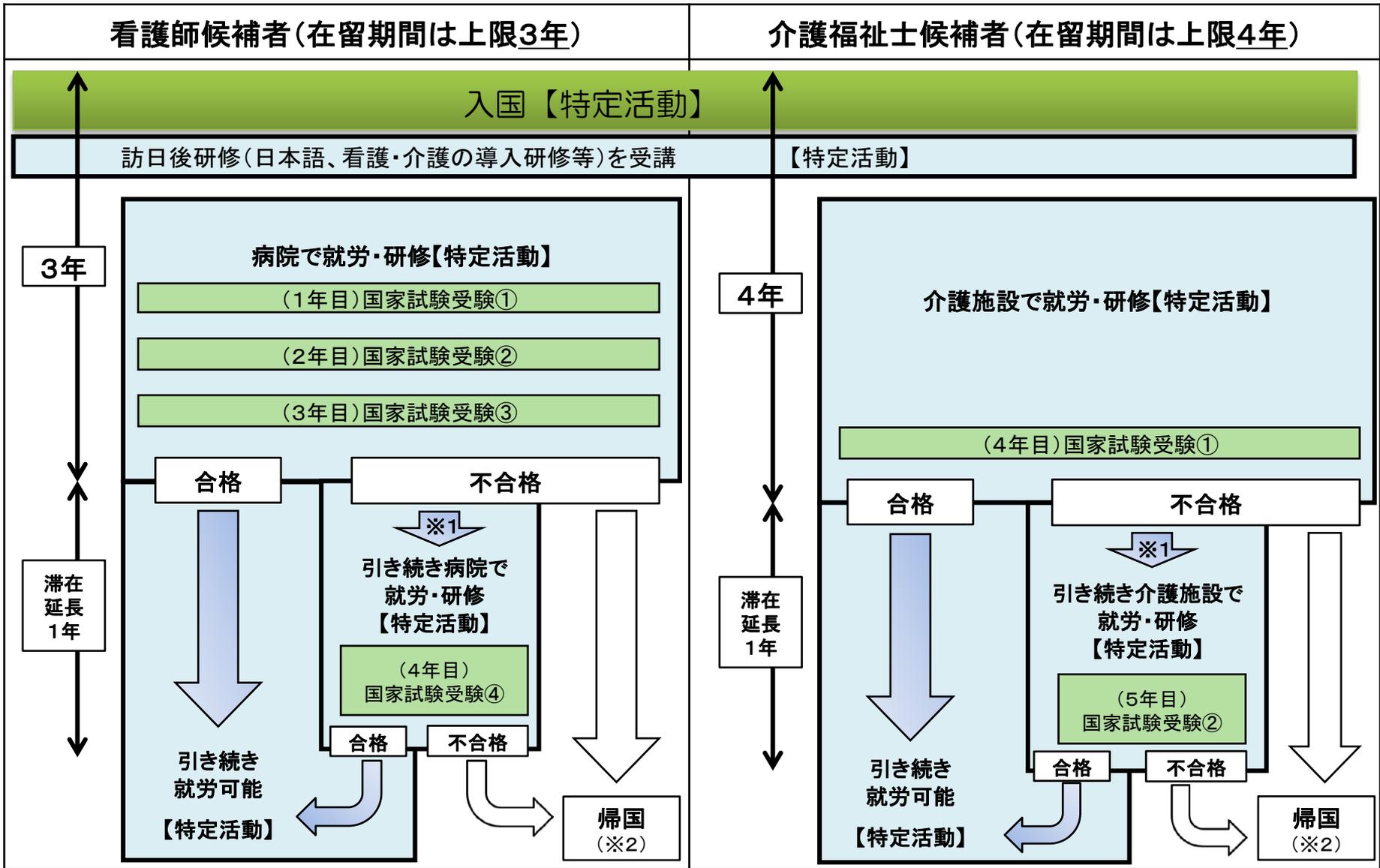
受入れ施設（病院・介護施設）で雇用契約に基づき就労・研修【特定活動】

※ 【 】内は在留資格を示す。

※ 日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。

※ フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

経済連携協定に基づく受入れの枠組(入国以降)



(※1)一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。

(※2)帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

注)【 】内は在留資格を示す。

JICWELSの役割

EPAに基づく介護福祉士(候補者)の受入れにおいては、JICWELSが日本国内唯一の受入れ調整機関として、相手国の送り出し調整機関と一元的に受入調整業務を実施

○ JICWELSの主な業務

1. 受入れ希望機関の募集、要件審査
2. 受入れ希望機関(施設)と候補者のマッチング(求人・求職情報の提供、現地面接・合同説明会の実施、複数回のマッチング、雇用契約締結等)
3. 看護・介護導入研修・就労ガイダンスの実施
4. 受入れ機関からの定期(随時)報告の受理
5. 巡回訪問の実施
6. 相談対応(英語・インドネシア語・ベトナム語対応。顧問社労士・精神科医による助言)
7. 国家資格取得に向けた日本語・国家試験対策学習支援

介護福祉士候補者受入れ機関・施設の主な要件

1. 定員30名以上の介護施設であること。
2. 常勤介護職員の4割以上が介護福祉士有資格者であること。
3. 候補者に対して日本人と同等以上の報酬を支払うこと。
4. 国家試験受験に配慮した介護研修計画書を作成すること。
5. 研修責任者^(※)、研修支援者の配置等研修体制を確保すること。
(※)原則として、5年以上介護業務の経験及び介護福祉士有資格者。
6. 定期(随時)報告の提出、巡回訪問への協力を拒否したことがないこと。

等

(厚生労働省告示による)

受入れ施設の範囲

	高齢者関係	障害者(児)関係	その他
入所型施設 (原則、資格取得前、後ともに、その施設単独で受入れ可能)	資格取得前に受入れ可能な施設(別表第1) <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・指定介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・障害者支援施設 ・福祉ホーム ・障害児入所施設 等		
	資格取得後は受入れを行うことができる施設(別表第4) ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム 等		
通所型施設 短期入所型施設等 資格取得前は、別表第1に掲げる入所型施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限り、受入れ可能。資格取得後は単独でも受入れ可能。	条件付きで資格取得前に受入れ可能な施設(別表第2) <ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター ・短期入所施設 ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護 ・認知症対応型通所介護 ・障害福祉サービスのうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 ・地域活動支援センター ・児童発達支援を行う施設 等		
居宅系サービス	※居宅系サービスについては、施設種別を問わず、就労不可		

資格取得後は、別表第1・2・4の施設で受入れ可能

(別表第1)

＜高齢者関係＞

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

＜障害者関係＞

障害者支援施設、福祉ホーム

＜障害児関係＞

障害児入所施設

＜その他＞

救護施設、更生施設（生活保護関係）

(別表第2)

＜高齢者関係＞

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設

介護保険法上の以下のサービスを行う施設

（指定居宅サービス）通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護

（指定介護予防サービス）介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護

（基準該当居宅サービス）通所介護、短期入所生活介護

（基準該当介護予防サービス）介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護

（指定地域密着型サービス）認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護

（指定地域密着型介護予防サービス）介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

＜障害児関係＞

児童発達支援を行う施設

＜障害者関係＞

障害福祉サービス事業（短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る。）を行う施設

地域生活支援事業（デイサービスに相当するものに限る。）を行う施設、地域活動支援センター

＜その他＞

その他これらに類する通所サービスを提供する施設

(別表第4)

1. 労災特別介護施設
2. 療養病床により構成される病棟又は診療所
3. 軽費老人ホーム及び有料老人ホーム
4. 国内ハンセン病療養所
5. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
6. その他入所又は通所サービスを提供する施設

EPAによる入国者数等（平成27年10月1日現在）

（人）

	入国者数 （※1）	候補者		資格取得者（※2）		
		就労中 （※3）	雇用契約終了・ 帰国者数	合計	就労中	雇用契約終了・ 帰国者数
インドネシア	966	323 (212)	217	214	137	77
フィリピン	885	295 (215)	237	138	112	26
ベトナム	255	254	1	—	—	—
合計	2106	872 (427)	455	352	249	103

※1 入国者数は、平成27年度までの受入れ実績数。

※2 資格取得者数は、平成26年度までの累積

※3 カッコ内は、平成27年度入国者数（インドネシア・フィリピンは平成27年12月就労開始予定のため、就労中の候補者にカウントしていない）

介護福祉士国家試験合格者・合格率の推移

平成23年度までに入国した者のうち、317名が合格。合格率は51.0%である。

入国者数と合格者数の比較(平成23年度入国者まで)

入国年度	入国者数等①(※1)	合格者数②(※2)	②/①(%)
20年度入国	94	46	48.9%
21年度入国	302	132	43.7%
22年度入国	123	84	68.3%
23年度入国(※3)	103	55	53.4%
合計	622	317	51.0%

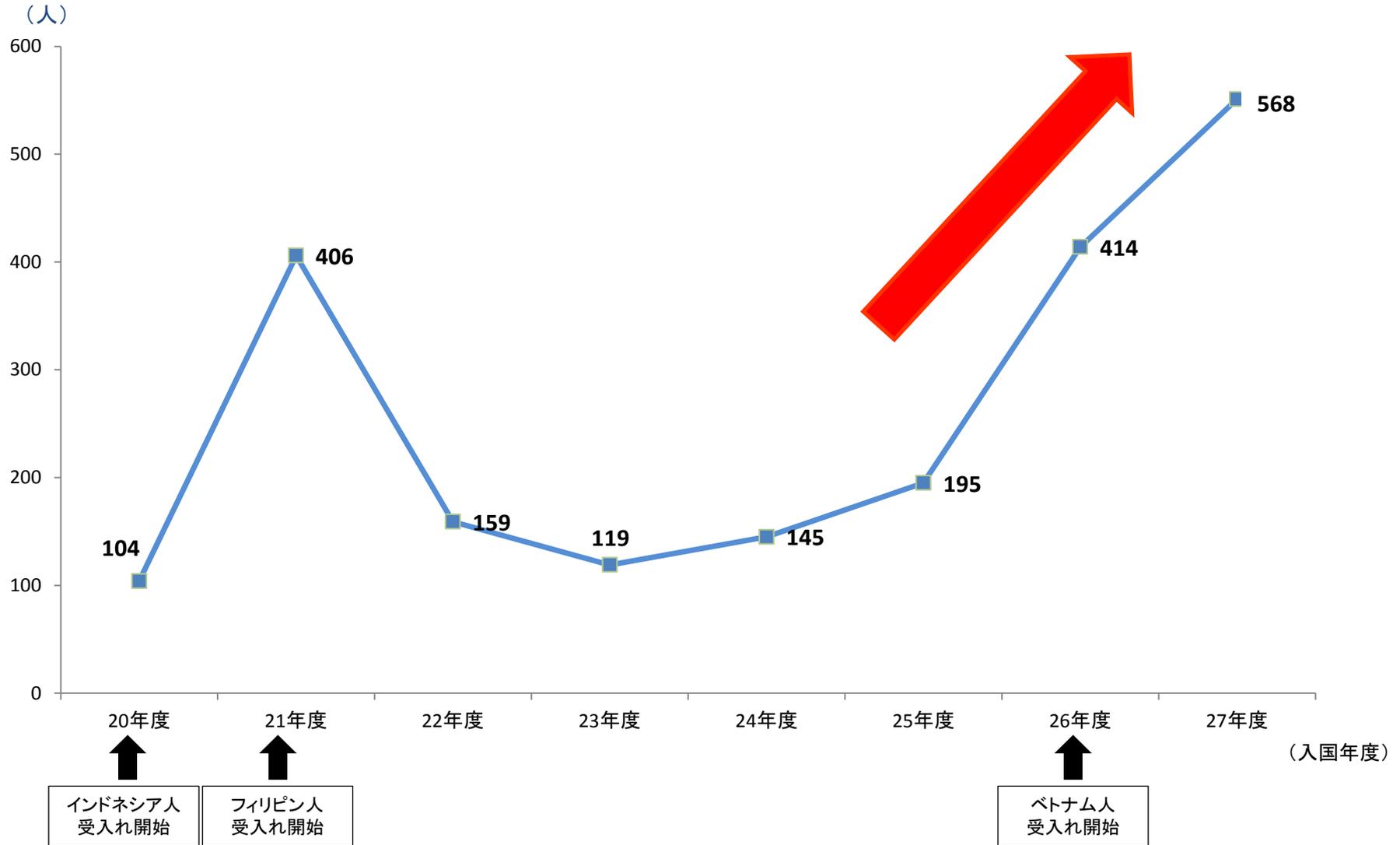
※1 国家試験受験までに3年の実務経験を要することから、入国4年目まで就労を続け、国家試験の受験資格を得た者の数。

※2 合格年度を問わない。

※3 23年度入国者については、26年度が初めての受験であり、27年度が滞在延長年度となる。その他は再受験を含めた累計。

介護福祉士候補者受入れ人数の推移

近年は、候補者の受入れ人数が急増している。



JICWELSによる候補者・資格取得者支援の概要

国家試験合格率の向上、定着促進のため、様々な支援を実施

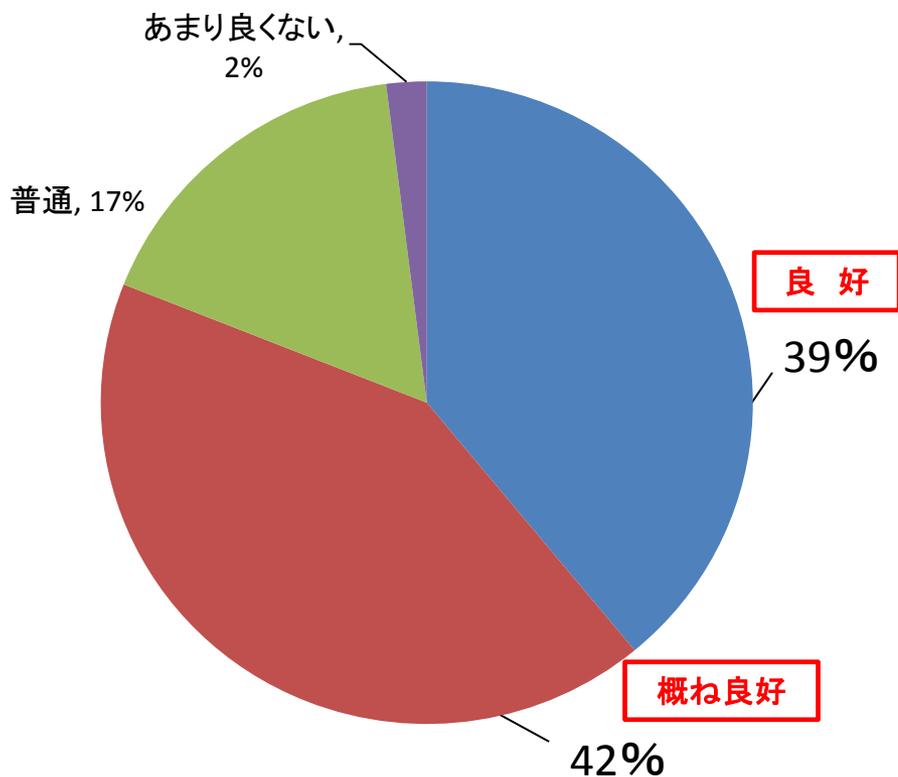
	主な支援内容
候補者	<ul style="list-style-type: none">○就労年度別の集合研修の実施<ul style="list-style-type: none">・就労1年目 介護の漢字語彙の習得、読解・速読力の養成等(年1回)・就労2年目 国試の基礎知識の習得(年3回)・就労3年目 国試受験対策、模試・模試解説(年4回)○国家試験対策動画講義のWEB提供○介護の漢字統一試験、介護専門知識に関する通信添削指導の実施○介護の日本語・国試対策学習教材の提供○受入れ施設での標準的学習プログラム・自己学習チェックシートの提供○研修担当者会議等を通じての受入れ好事例の共有○巡回訪問・相談窓口での相談対応
資格取得者	<ul style="list-style-type: none">○資格取得者向けの研修の実施(予定)<ul style="list-style-type: none">・介護現場での異文化ストレス対策・実践的な介護の日本語(報告書の読み方・作り方等)○巡回訪問・相談窓口での相談対応

介護福祉士候補者に対する職員、利用者やご家族の反応

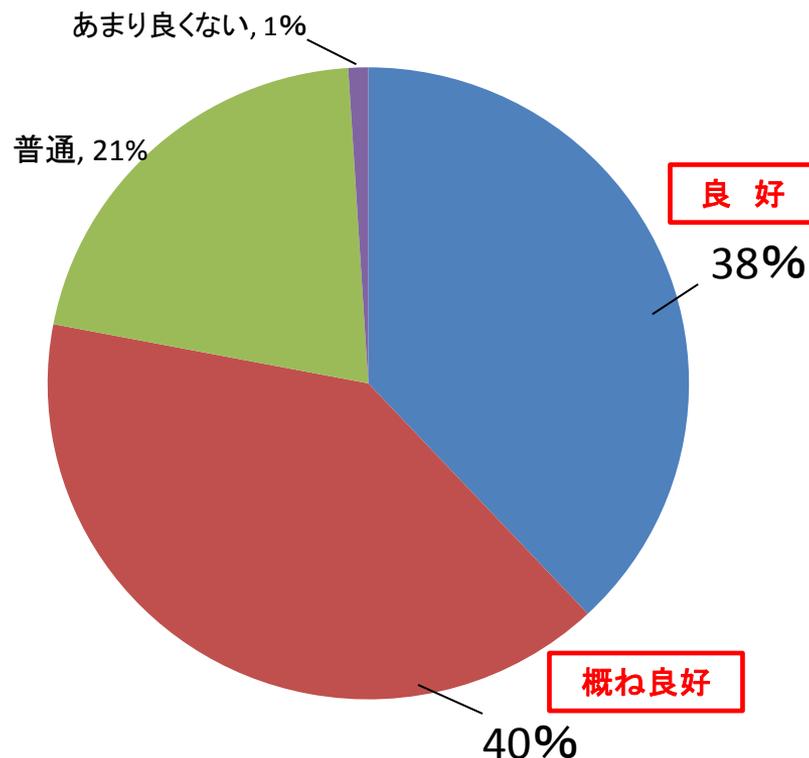
(回答者 研修責任者)

職員、利用者・ご家族の約8割が、「良好」又は「概ね良好」と回答

職員の反応

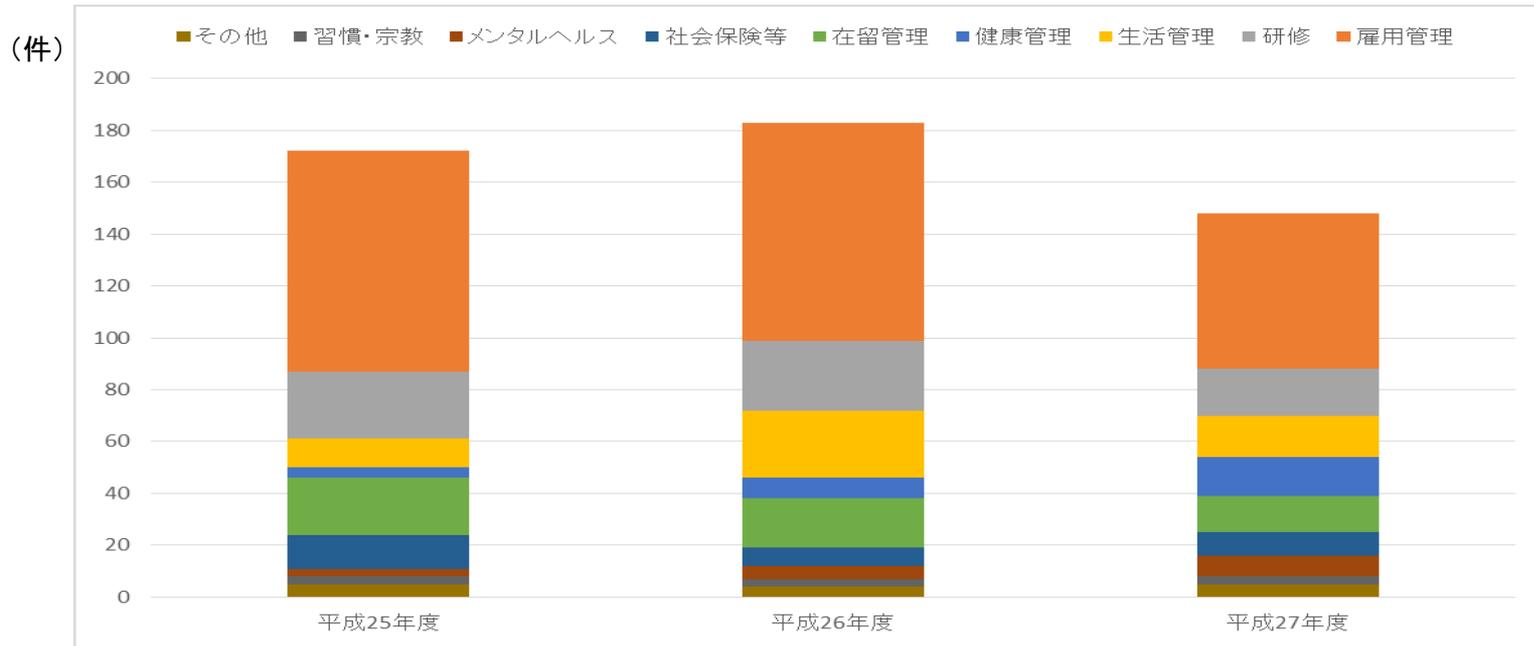


利用者・ご家族の反応



JICWELS相談窓口の対応の推移(平成25～27年度)

「雇用管理」が約50%、「研修」が約14%、「メンタルヘルス」が約3%



相談内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度(※)
雇用管理	85	84	60
研修	26	27	18
生活管理	11	26	16
健康管理	4	8	15
在留管理	22	19	14
社会保険等	13	7	9
メンタルヘルス	3	5	8
習慣・宗教	3	3	3
その他	5	4	5
合計	172	183	148

(※)平成27年4～12月

**EPAによる
さらなる活用策等について**

さらなる円滑な候補者受入れに向けて

1. 全受入れ施設について、1施設当たりの年間受入れ人数を候補者1名から認める。

- ・受入れ当初は、メンタルヘルスの観点から2名以上の受入れであったが、候補者間のSNS等のネットワークの発達、受入れ施設での十分な対応等のため、「メンタルヘルス」の相談件数は少ない。

- ・候補者1名受入れの施設には、これまでに「相談窓口からの定期的なアプローチ」、「集合研修や巡回訪問にて1名候補者との個別面談等のフォロー」を行い、メンタルヘルス等の問題に対応してきた。さらに徹底していく予定である。

2. 研修体制の確保等を前提として、介護型有料老人ホームやサテライト型施設等での受入れを認める。

“同一法人内で運営しているサテライト型の小規模施設についても、候補者の就労先の一つとして追加してほしい。”(候補者受入れ施設)

(平成27年度巡回訪問調査より)

3. 受入れ施設が作成する報告書等の簡素化を行う。

4. 研修が十分でない受入れ施設や候補者への対応を明らかにする。

さらなる国家試験合格率の向上に向けて

1. 受入施設、候補者が滞在期間延長を活用し、受験機会が得られるよう、滞在期間延長の引き続きの実施を要望。
滞在延長の内容が決定次第、JICWELSから受入れ施設に周知し、円滑な制度実施を図る。
2. 受入れ人数増に対応した学習支援事業予算の増額。

(事業対象者数)平成25年度 453名 ⇒ 平成27年度 729名

参考 平成28年度 1168名(推計)

資格取得者の定着促進策(1)

1. 資格取得者が家族を呼び寄せる際の手続きを迅速化する。
(家族の入国ビザ取得手続き等)

2. 呼び寄せた資格取得者の家族の就労制限を緩和する。

・資格取得者の約3割が「家族を呼び寄せた後の生活に不安」と回答^(※1)

・“家族呼び寄せについて、もう少し緩和されるとよい。(中略)女性の場合に多いが、ご主人を呼び寄せた場合にご主人の日本での就労支援や、就労制限の緩和が必要。”
(資格取得者受入れ施設)^(※2)

3. 資格取得者は訪問介護等に従事できるようにする。

・“介護も資格取得後の就労先を今以上に広げるべき…(中略)…特に在宅系の領域編への可能性も検討してもよいのではないか”
(資格取得者受入れ施設)^(※2)

※1 平成26年度社会福祉推進事業「EPA介護福祉士の定着促進の課題に係る調査」において「日本での継続就労に不安がある」と回答した資格取得者110名による複数回答。

※2 平成26年度社会福祉推進事業「EPA介護福祉士の定着促進の課題に係る調査」より

資格取得者の定着促進策(2)

4. EPA介護福祉士として、スキルアップ・介護現場のリーダー及びマネジメントへの道筋並びにキャリアアップの選択肢を明示し、介護福祉士の資格取得後の日本での継続就労のモチベーションを強化・保持する。
5. EPA介護福祉士から、資格取得後の支援が少なく不安という声があり、今般、JICWELSが試験的に研修会を実施する予定であるが、資格取得者の交流の場や、その後の定着のための研修等を恒常的かつ計画的に実施できるようにすることが必要である。
6. 表彰制度を導入する。
入国後、候補者時代から同一施設に就労・研修し、且つ、資格取得後も引き続き、同一施設で一定年数以上就労した者を厚生労働省が表彰する。

EPAの積極的活用の促進を

- 外国人介護人材の受入れの多様化と、EPA受入れの役割の重要性の増大のため、また、送り出し政府からの送り出しの要望と日本国内の受入れ施設等の受入れの要望は強くあるため、EPA受入れは、引き続き、円滑な受入れ実施体制を確保した上で、受入れ人数の増等、積極的に進めるべきである。
- EPAの積極的活用には、就労開始時点での候補者の日本語能力が一定程度に達していることが重要であり、訪日前及び訪日後日本語研修については、今後も十分に実施できる体制の確保に留意すべきである。
- さらに、EPA受入れを円滑に推進するために必要な各種予算額（介護導入研修・巡回訪問事業等）を確保すべきである。